

令和7年度和歌山県中学校総合体育大会への参加に係る認定申請  
について

和歌山県中学校体育連盟より和歌山県ソフトテニス連盟宛に標題について  
案内が届きましたのでお知らせします。

申請書の受付および審査・認定は和歌山県中学校体育連盟で行います。

- ・認定申請書（様式1，2）
  - ・実施の流れ（令和7年度版）
  - ・別記2 参加資格の特例
  - ・地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の和歌山県中学校総合体育大会  
への参加条件に係る Q&A
- ・和歌山県中学校体育連盟ソフトテニス専門部策定の細則

◎上記をよくご覧になり（昨年度分から改正あり）様式1，2により申請をして  
ください。

提出先 和歌山県中学校体育連盟  
〒640 - 0342 和歌山市松原3 3 7（和歌山市立東中学校内）

理事長 淵之上 智紀

Mail [t.fuchinoue@wakayama-wky.ed.jp](mailto:t.fuchinoue@wakayama-wky.ed.jp)

\*書類およびデータで提出ください

締め切り 令和6年12月12日（木）

(様式1)

年 月 日

和歌山県中学校体育連盟

会長 清水 歩 様

令和7年度 和歌山県中学校体育連盟 認定申請書  
( 新規 ・ 更新 )

競技(種目)			男子 ・ 女子 ※男女の場合は両方に○
団体名	(フリガナ)		
設立年月日			
代表者名	(フリガナ)		
代表者連絡先	住所	〒	
	電話	( ) -	
	携帯電話	( ) -	
	E-mail		
主な活動場所			
	住所	〒	
その他活動場所			
	住所	〒	
指導者名	(フリガナ)		
保有公認指導者資格			
指導者名	(フリガナ)		
保有公認指導者資格			
指導者名	(フリガナ)		
保有公認指導者資格			
活動内容 (活動曜日、時間 内容等記載)			

(様式2)

令和7年度 和歌山県中学校体育連盟 認定申請書

競技(種目)	申請区分(○を付ける)			
団体名				
No.	(フリガナ) 選手名	在籍中学校	学年	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

令和7年4月現在の所属と学年を記載する。

(様式2)

令和7年度 和歌山県中学校体育連盟 認定申請書

競技(種目)	申請区分(○を付ける)			
団体名				
No.	(フリガナ) 選手名	在籍中学校	学年	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

令和7年4月現在の所属と学年を記載する。

(記入上の注意)

令和7年度 和歌山県中学校体育連盟 認定申請書

(様式1について)

- ・新規または更新（前年度から引き続き）の別で○をつける。
- ・代表者と指導者を兼ねることは可。
- ・電話番号は、日中連絡の取れる番号を記入する。
- ・拠点がいくつかある場合、主たる活動場所を記入する。
- ・公認指導者資格は(公財)日本スポーツ協会公認資格を記載する。
- ・活動内容には、活動曜日、時間、内容を記入する。
- ・男女の申請区分に○をつける。両方の場合は両方に○をつける。

(様式2について)

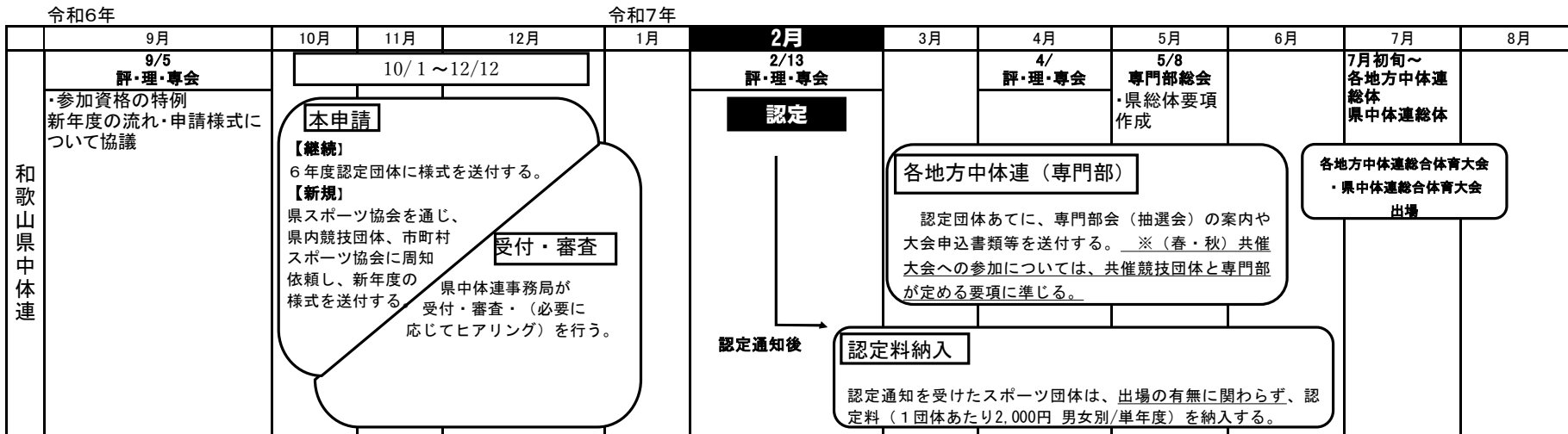
- ・男女の申請区分に○をつける。
- ・申請区分が男女両方の場合は、男女別に2部「様式2」および「様式2(2)」を作成する。 ※ただし、男女の区分がない競技は1部に全ての選手を記入する。
- ・在籍中学校名は正確な名称で記載する。
- ・選手名欄が不足する場合は、コピーして「様式2-1」、「様式2-2」および男女あるときは「様式2(2)-1」「様式2(2)-2」として作成する。
- ・備考欄に部長やキャプテン等を記載する。

(全体)

- ・公認指導者資格については、認定証カード等のコピーを、本人の名前、資格名、有効期限がわかるようにして提出する。
- ・提出は、コピーまたは写真データ等をメールまたは郵送で送付する。
- ・認定申請書は毎年度、県中体連が指定した期間内に提出する。
- ・認定後に、追加・削除等の変更する場合は、その都度更新し報告する。

和歌山県中学校総合体育大会への地域スポーツ団体等参加資格の特例 実施の流れ

【令和7年度認定の流れ】



- ・申請期間外の追加認定はおこなわない。
- ・認定申請、大会の参加にあたり、申請団体は該当競技の「地域クラブ活動の参加資格の特例 競技部細則」、県中体連専門部の細則を確認しておく。
- ・共催大会への参加可否は、共催競技団体と専門部が定める要項に準じる。

[別記2] <地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に在籍する中学生>

1 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、和歌山県中学校体育連盟及び、和歌山県内各地方中学校体育連盟に参加を認められた生徒であること。

2 大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

ア 和歌山県中学校総合体育大会に参加を認める条件

- ・和歌山県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- ・生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること（和歌山県下の中学校等に在籍していること）。
- ・地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあつては、日常継続的な活動が代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、和歌山県下で適切に行われていること。
- ・『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）を遵守していること。
- ・当該競技を管轄する和歌山県内競技団体に登録されていること。かつ和歌山県中学校体育連盟の認定、及び和歌山県内地方中学校体育連盟に加盟もしくは認定等※1されていること（各地方中学校体育連盟への「加盟もしくは認定に係る費用※2については地方中学校体育連盟の判断に委ねる」）。

※1 和歌山県中学校体育連盟への認定手続きは、所定の様式を用いた申請・ヒアリング等を実施した上で認定の可否を判断する。

※2 和歌山県中学校体育連盟の認定に係る費用は、1団体当たり2,000円（男女別/単年度）とする。

- ・和歌山県中学校総合体育大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
  - ・地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で大会に参加する場合、同一大会では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- イ 和歌山県中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
- ・大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
  - ・大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
  - ・大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
  - ・団体競技における地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

3 参加を認めない場合

ア 大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は、参加を認めない。

イ 上記理由により、和歌山県中学校体育連盟の認定を取り消すこととなった場合、認定等に係った費用は返金しない。

4 その他

- ・この特例は、令和5年4月1日より施行する。（令和5年2月2日評議員・理事会で決定）
- ・上記特例については、専門部ごとに大会参加に細則を加えることができる。
- ・上記特例については、今後も検討していく。
- ・文言修正（令和5年4月20日評議員・理事会）
- ・2ア※2改正（令和6年2月1日評議員・理事会）

地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の和歌山県中学校総合体育大会への参加条件に係るQ&A

令和6年9月

Q10追加

Q1 県外学校に通学している生徒は出場できるのか。

Q2 県外学校に通学している。所属する地域スポーツ団体の拠点が県内にある場合は、出場できるか。

A できない。

Q3 県外在住で、県内学校に在籍している生徒は大会に出場できるのか。

A 所属学校の部活動として出場できる。（従来どおり）。

県内を活動拠点とする地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属している生徒は出場できる。

Q4 県内学校に在籍し、県外を活動拠点とする地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属している生徒は出場できるのか。

A 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の一員としては出場できない。「地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあつては、日常継続的な活動が代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、和歌山県下で適切に行われていること。」とあるため。ただし、所属学校の部活動として出場できる。 [別記2]2ア

大会への参加可否の考え方

所属1	所属2	和歌山県内大会	他府県大会
和歌山県内 学校所属	a 所属校部活動	○	×
	b 地域クラブ県内拠点	○	×
	c 地域クラブ他府県拠点	×	×
他府県 学校所属	d 所属校部活動	×	○
	e 地域クラブ県内拠点	×	×
	f 地域クラブ他府県拠点	×	○

近畿各府県中体連等と協議済み(令和6年2月)

Q5 所属する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の構成員は、県内各地方中体連の管轄を越えた集団になっている。どの地方大会から出場すればよいか。県大会に直接出場することは可能か。

A (1) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の活動拠点の住所に準じ、その地方大会から出場することとする。

(2) (1) 以外の出場方法については、専門部内で別途協議し、県中体連評議員・理事会で承認を得ること。（県総体出場枠に地域スポーツ団体枠を設定し、該当団体による選考会を実施する等。）



Q 6 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の和歌山県中学校体育連盟への認定要件は何か。

A 以下のいずれかに該当すること

20 歳以上の指導者の元、継続的な活動を行っているかどうかを確認するための基準として、以下のいずれかを満たしていること。

- (1) 公益社団法人和歌山県スポーツ協会加盟の競技団体に登録している団体であること。
- (2) 和歌山県スポーツ少年団本部に登録している団体であること。
- (3) 総合型地域スポーツクラブにおいては、該当競技種目における（公財）日本スポーツ協会公認の指導者資格を有する指導者が配置されていること。
- (4) 県内市町村や教育委員会、学校が主体となり、部活動の地域移行を目的に設置した地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）であること。

Q 7 部活動に所属し、かつ地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の一員として選手登録している場合の大会出場への制限はあるのか。

A 大会への参加条件「地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で大会に参加する場合、同一大会では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。」[別記 2] 2ア

大会出場時の所属の決定については、各学校及び各地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に一任する。専門部により細則がある場合、それに準じる。

競技団体への選手登録については、所属する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）及び、各競技団体の規則に準じて行う。

Q 8 [別記 2] 2アに・・・『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和 4 年 12 月 27 日スポーツ庁・文化庁発出）を遵守している・・・とあるが、学校運動部活動と地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の両方に所属している生徒の活動をどう把握するか。両所属での活動時間を合算するとガイドラインにそぐわない生徒が出てくるのではないか。

A 複数団体での活動を合算した活動内容を把握することは難しい。各団体代表者（本人と保護者）の責任により活動することとする。

Q 9 県総体開催基準要項の 2 性格に、「大会は中学校教育の一環として行うものである。」とあるため、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）から生徒が大会に参加することが、所属中学校の管理下との意味あいになるのではないか。つまり、事故発生時に日本スポーツ振興センター法が適用されることにならないか。

A ならないと考える。地域スポーツ団体で加入する傷害保険を適用する。[別記 2] 2イ

Q 10 申請をして認定を受けた地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）から、中体連の大会に出場しなかった場合、認定料の返金はあるか。

A 返金はない。認定料は認定にかかる費用であるため、出場の有無に関わらず、1 団体あたり 2,000 円（男女別/単年度）を納入するもの。金額は県内中学校の加盟金（加盟校 1 設置部活動あたり 2,000 円（男女別/単年度））と同額になっている。（令和 5 年 9 月理事会）

令和 7 年度における和歌山県中学校体育連盟主催大会（和歌山県中学校総合体育大会ソフトテニス）及び共催大会（和歌山県中学校秋季ソフトテニス新人大会）に係る地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加特例の細則

標記大会及び、その予選となる各地方大会への参加を認める条件として、次のとおり定める。

- 1 全国中学校体育大会、近畿中学校総合体育大会（以下、近畿総体）、和歌山県中学校総合体育大会（以下、県総体）の開催基準及び、参加資格の特例、並びに本細則を満たすこと。
- 2 和歌山県中学校体育連盟（以下、県中体連）及び、県ソフトテニス連盟に登録していること。
- 3 県中体連に登録する地域クラブ活動の活動は、代表者もしくは指導者資格を有する指導者のもとに和歌山県下で適切に行われていること。（日本スポーツ協会の「コーチ 1」等）また、大会においてベンチ入りする者はその資格所有者のみとする。
- 4 県総体及び、予選となる地方大会への参加については、団体戦 1 チーム、個人戦は各地方大会で定められたペア数とする。1 中学校につき出場できるペア数と同様とする。
- 5 地域クラブ活動と中学校部活動への二重登録は認めない。（試合への参加）
- 6 生徒が年度途中で中学校部活動と地域クラブ活動の間、または地域クラブ活動の間で移籍した場合、原則その年度内は大会への出場を認めない。
- 7 監督・外部コーチは地域クラブ活動で大会に参加する場合、中学校部活動での参加は認めない。その逆も同様である。また、他の地域クラブ活動での参加も認めない。
- 8 令和 6 年度の中体連の大会への参加を希望する地域クラブ活動の代表者は次の手順をとること。
  - （1）県中体連への認定申請を R6 12 月 12 日までに完了する。（申請方法は別紙による）
  - （2）認定された地域クラブ活動は、該当する地方中体連事務局に連絡し、大会参加の意思を伝える。〆切：3 月 31 日

9 新年度に入る際に限り、中学校部活動と地域クラブ活動の間で移籍、または地域クラブ活動の間で移籍した場合でも、大会への出場を認める。但し、旧年度（移籍前）の大会で生徒がシード権を得た場合、新年度（移籍後）のシード権の取り扱いは、地方大会についてはその地方中体連ソフトテニス専門部で、和歌山県中学校ソフトテニス選手権大会（以下、県選手権大会）については県中体連ソフトテニス専門部の規定に従う。

10 地域クラブ活動は、大会要項・運営については県（地方）中体連ソフトテニス専門部に一任するものとする。

11 その他

（1）本細則は、地域クラブ活動が出場する全ての大会に適用する。

この細則は R6 年度の全国中学校ソフトテニス大会で検討された内容をもとに近畿中体連ソフトテニス専門部の R7 年度地域クラブ活動の細則に合わせて作成されたもので、中体連への大会に参加する地域クラブは和歌山県中体連への申請が認められ、なおかつ本細則を守るようお願いします。また、この細則は年度ごとに見直されることがあります。